110065	110066	110068
110073	110085	110097
110100	110103	110108
110109	110110	110122
110123	110125	110128
110131	110137	110140
110143	110154	110159
110162	110163	110177
110180	110187	110191
110192	110204	110205
110207	110230	110232
110265	110282	110302
110317	110501	110502
110508	110511	120003
130012	130027	130501
140002	140007	

北陸財務局

第110007号	第110008号	第110014号
110023	110025	110027
110029	110048	130501

中国財務局

第110014号	第110015号	第110024号
110035	110052	110059
110061	150001	

四国財務局

第110002号	第110005号	第110017号
110055	140001	150001
150003		

九州財務局

第110016号	第110018号	第110032号
110036		

福岡財務支局

第110001号	第110010号	第110017号
110019	110020	110026
110037	110038	110053
110079	110080	110096
110101	110129	110133
110152	110176	110192
110215	110223	110224
110229	120005	140005
140007	140012	150008
160001		

沖縄総合事務局

第110004号	第110009号	第110021号

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２１８号

釧路市春採２丁目14番３号

債務者　高橋絵里子

1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月４日午前10時

釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３２７号

愛知県岡崎市広幡町５番地６　ロイヤルパレス201

債務者　阿波　文章

1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで

5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後１時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号

釧路市春採７丁目４番44号

債務者　前野　貴子

1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分

釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４５号

釧路市緑ケ岡２丁目36番４号　メゾン雅緑ケ岡２－Ｂ

債務者　倉戸　絵美

1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前９時30分

釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２２４号

愛知県蒲郡市竹谷町道泉15番地１　ロランジュＡ－104

債務者　後藤　航蔵

1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月４日午前11時

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４３号

長崎県南島原市深江町丁1813番地１

債務者　西田　光秀

1　決定年月日時　平成28年１月５日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで

5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前11時15分

長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４７４号

岡山市中区福泊11番地65、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目15番22号ヴェレーナ鳩ヶ谷206号

債務者　安原　康二

1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８３号

岡山市中区関437番地１　102、旧住所岡山市中区平井６丁目21番11号　204

債務者　小林　宏充

1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分

岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９７号

岡山市東区西大寺松崎248番地157リブ宮崎Ｃ－101号

債務者　大植　隆行

1　決定年月日時　平成28年１月６日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで

5　免責審尋期日　平成28年３月16日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部